

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ケアネット			コード	2150
提出日	2023/3/17	異動(予定)日	2023/4/1		
独立役員届出書の提出理由	コーポレートガバナンス・コード(原則4-9)への対応に伴い、独立役員の指定を見直したため。 また、独立役員の属性・選任理由の記載を見直したため。				
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	高橋 幸定	社外監査役	○														○	指定	有
2	永井 徳人	社外監査役	○														○		有
3	神野 範子	社外取締役	○														○		有
4	桂 淳	社外取締役																	
5	樋口 陽介	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		高橋幸定氏は、長年上場企業の役員として培ってきた企業運営に関する知見を活かし、ガバナンスの観点等から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できると判断して選任しております。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定いたしました。
2		永井徳人氏は、弁護士として培ってきた企業法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知見を活かし、ガバナンスの観点等から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できると判断して選任しております。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定いたしました。
3		神野範子氏は、医師としての専門的な見識を有しており、医師向けサービスを展開する当社における取締役会の意思決定が適切かどうか、外部的な視点から助言・提言を行っております。また、女性活躍を含めたダイバーシティ(多様性)に対する深い造詣をもって、当社の事業戦略やガバナンスに的確な助言及び指摘を行っております。以上より、社外取締役として当社における経営判断において適切な助言を期待できると判断して選任しております。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定いたしました。
4	桂淳氏は、株式会社メディカルインキュベータジャパンの代表取締役社長であり、同社は当社の「その他の関係会社」であるMJヘルスケア1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員ですが、MJヘルスケア1号投資事業有限責任組合と当社との間には営業取引上の特別な関係はなく、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	桂淳氏は、長年に亘りグローバル製薬企業で取締役として先進的なガバナンスを経験した立場から、当社ガバナンスに的確な助言及び指摘を行っております。また、当社事業と関連の高い製薬事業分野における専門的かつ幅広い知識を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言・提言を行っております。以上より、社外取締役として当社の経営判断において適切な助言やコーポレートガバナンス強化への貢献が期待できると判断して選任しております。
5		樋口陽介氏は、弁護士として培ってきた企業法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知見を活かし、当社ガバナンスに的確な助言及び指導を行っております。また、海外勤務経験もあり、実体験を踏まえた多様性に対する見識を有しており、M&Aや法令遵守等を含めて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保のための助言・提言を行っております。以上より、社外取締役として、当社の経営判断において適切な助言やコーポレートガバナンス強化への貢献が期待できると判断して選任しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外役員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、経営者との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)及び独立性基準を踏まえ、独立役員(独立社外取締役及び独立社外監査役)の独立性を判断するにあたっての基準を定めております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。